

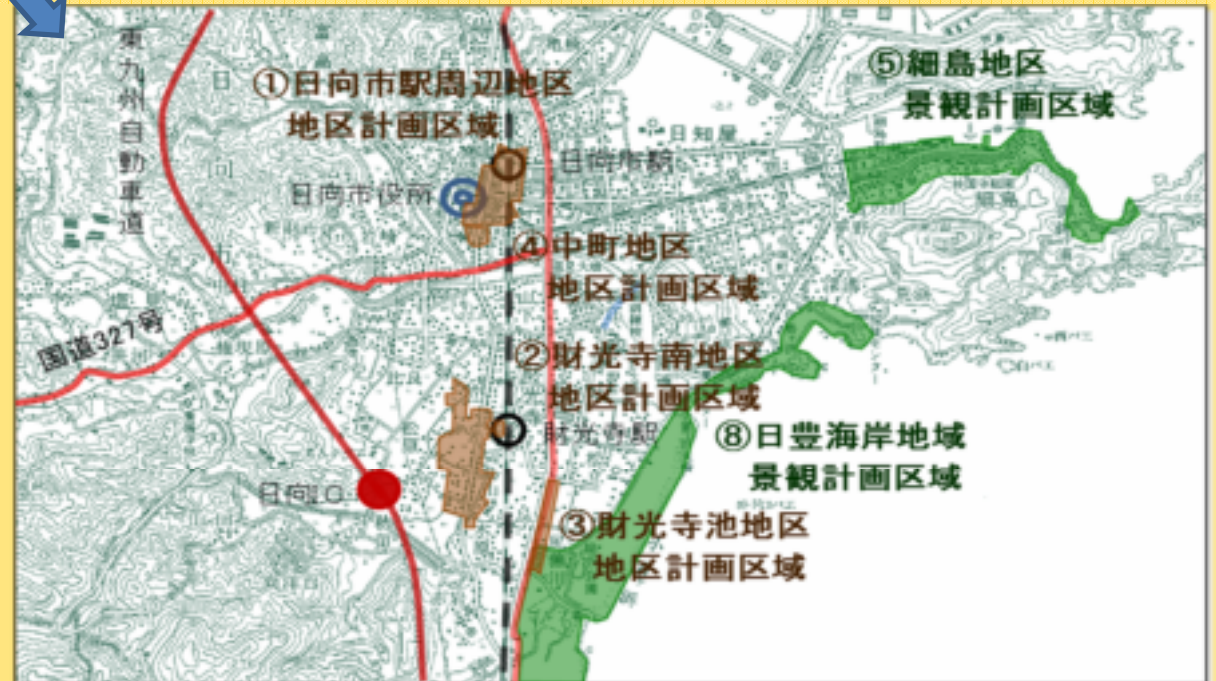
下図の①～⑧の地区では
地区計画・景観計画に基づく届出を行い確認を受ける事が必要です!



日向市では、魅力ある景観づくりに取組んでいくため、下図の①～⑧の地区計画や景観計画の区域内では行為の届出を行い確認を受ける事が必要です。**建築物や工作物をつくる**ときなどには**行為着手の30日前までに届出を行ってください(建築確認申請前)**。届出対象となる行為や規模については、それぞれの地区により異なります。

注) 建築確認申請の不要な外観の色彩の変更なども対象になりますのでご注意ください。

また、**大規模な建築物又は工作物の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更**については、**市の全域**においてあらかじめ、その内容を市長に届け出る必要があります。詳しくは市のホームページや担当窓口でご確認下さい。



お問合せ 日向市建設部 都市政策課 技術調整係
 TEL 0982-52-2111(内2305) FAX 0982-54-2639
 E-MAIL : toshi@hyugacity.jp



● 日向市地区計画の区域において届出が必要な行為

	地区計画				備考
	①日向市駅周辺地区	②財光寺南地区	③財光寺池地区	④中町地区	
土地の区画形質の変更	○	○	○	○	切土、盛土、道路・宅地の造成などを行う場合は、面積に関係なく全て必要。ただし、1,000㎡以上で開発許可が必要な場合を除く。
建築物の建築又は工作物の建設	○	○	○	○	建築確認申請の不要な建築行為(物置など)や工作物の建設についても面積に関係なくすべて必要。
建築物等の用途の変更	○	○	○	○	用途の制限が定められている区域内で、建築物等の用途が変更される場合に届出が必要。
建築物の形態又は意匠の変更	○	○	—	○	建築物等の外壁、屋根など外部から見える部分の形、材料、色彩等の制限が定められている区域内で、これらの変更を行う場合に必要。

● 景観法及び日向市景観条例に基づき届出が必要な行為

	景観計画				大規模建築物等の新築等 市域全体
	⑤細島地区	⑥牧水の里	⑦美々の里	⑧日豊海岸地域	
建築物の建築等 ・新築・増築・改築・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	すべて	面積が10㎡を超えるもの	すべて	面積が10㎡を超えるもの	高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の建設等 ・新築・増築・改築・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	高さが3mを超えるもの	高さが3mを超えるもの	すべて	高さが3mを超えるもの 自動販売機の設置についてはすべてのもの	・H>3mの擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの ・H>6mの煙突、排気塔その他これらに類するもの ・H>15mを超えるコンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・H>8mの高架水槽、サイロ、物見等、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、ゴルフ練習場その他これらに類するもの ・モジュール総面積1,000㎡を超える太陽光発電設備その他これらに類するもの ・H>10mの風力発電設備その他これらに類するもの
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	市街化区域 :1,000㎡以上のも 市街化調整区域 :すべての行為	1,000㎡以上のも	1,000㎡以上のも	1,000㎡以上のも	行為着手までの流れ
土地の形質の変更 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質変更	—	1,000㎡以上のも	1,000㎡以上のも	1,000㎡以上のも	
木竹の植栽又は伐採	—	1,000㎡以上のも	—	1,000㎡以上のも	
物件の堆積 ・屋外における土砂、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	100㎡以上のも	面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	
ここでいう「高さ」とは、地盤面から建築物又は工作物の最高点までの高さをいう。					